

議第百二十三号

令和五年度岐阜県流域下水道事業の未処分利益剰余金の処分について

地方公営企業法（昭和二十七年法律第二百九十二号）第三十二条第二項の規定により、令和五年度岐阜県流域下水道事業の未処分利益剰余金七六八、二六一、二二三円を次のとおり処分するものとする。

令和六年九月十九日提出

岐阜県知事 古田 肇

- 一 資本金への組入れ 五一四、三二七、四九五円
- 二 減債積立金の積立て 二五三、九四三、七一八円

